

# 平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン



平成30年4月  
平塚市

表紙写真提供

左上： WAN'S LIFE 湘南里親 様

右下： NPO 法人 平塚のら猫を減らす会 様

## 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○はじめに                        | 1  |
| 1 これから犬や猫を飼い始める方へ            | 1  |
| 2 飼い主の方へ                     | 3  |
| 2 - 1 . 犬や猫の飼い主の方へ           | 3  |
| ( 1 ) 迷子札・マイクロチップの装着による所有の明示 | 3  |
| ( 2 ) 健康管理 ( 予防接種や感染症 )      | 4  |
| ( 3 ) 不妊・去勢手術の実施             | 4  |
| ( 4 ) 多頭飼育崩壊                 | 5  |
| ( 5 ) 高齢犬、高齢猫                | 5  |
| ( 6 ) 飼い主自身の変化               | 5  |
| ( 7 ) 災害時の備え                 | 5  |
| 2 - 2 . 犬の飼い主の方へ             | 7  |
| ( 1 ) 登録手続き、狂犬病予防接種の実施       | 7  |
| ( 2 ) 適切なしつけ                 | 7  |
| ( 3 ) ふん尿の処理                 | 8  |
| ( 4 ) 放し飼いの禁止                | 8  |
| 2 - 3 . 猫の飼い主の方へ             | 8  |
| ( 1 ) 屋内飼育                   | 8  |
| ( 2 ) トイレの設置                 | 9  |
| 3 飼い主のいない猫に関わる方へ             | 9  |
| 3 - 1 . 猫の分類                 | 9  |
| ( 1 ) 飼い猫                    | 9  |
| ( 2 ) 飼い主のいない猫・野良猫           | 9  |
| ( 3 ) 地域猫                    | 9  |
| 3 - 2 . 飼い主のいない猫にエサやりをしている方へ | 10 |
| ( 1 ) 不妊・去勢手術の実施             | 10 |
| ( 2 ) ルールを決めたエサやり            | 10 |
| ( 3 ) トイレの設置・清掃              | 10 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| ( 4 ) 新しい飼い主を探す              | 1 1 |
| 3 - 3 . 地域猫活動                | 1 1 |
| ( 1 ) 地域猫活動へ取り組むための方法        | 1 1 |
| ( 2 ) 地域猫活動へ取り組む上での役割        | 1 1 |
| 3 - 4 . 猫の迷惑防止策              | 1 3 |
| 4 平塚市の取組                     | 1 3 |
| ( 1 ) 犬及び猫の飼い主に対する適正飼育の周知・啓発 | 1 3 |
| ( 2 ) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成    | 1 4 |
| ( 3 ) 地域猫活動への協力              | 1 4 |
| ( 4 ) 行政間の連携                 | 1 4 |
| 5 各種問い合わせ先                   | 1 4 |
| 6 法律・条例の紹介                   | 1 8 |
| 動物の愛護及び管理に関する法律（抄）           | 1 8 |
| 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（抄）       | 2 0 |
| 狂犬病予防法（抄）                    | 2 2 |
| 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抄）        | 2 4 |
| 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例（抄）        | 2 9 |
| 7 平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン策定に関わる検討会  | 3 1 |

## ○はじめに

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、「人と動物が共生する社会の実現を図ること」を目的としており、犬や猫は愛護動物とされています。

昨今、ペットブームと言われて久しく、今後、人口の高齢化がさらに進むことや生活における価値観の多様化により、ペットとのふれあいに癒しを求め、犬や猫の飼育を希望する人や実際に飼う人々は増えていくことが考えられます。

そのような人々が増えるほど、中には安易な考えでペットを飼い、適正な飼育についての知識不足や身勝手な行為によって、周囲の人たちが犬のふんや野良猫の増加などで迷惑を被る事例も増えることが懸念されます。実際に、近年では行政への相談も多く寄せられるようになっていきます。

このガイドラインは、犬や猫を飼育するにあたり、飼い主となる心構えと正しい飼い方や管理方法、本市の取組みについて明示し、法にある「人と動物が共生する社会の実現」を目指すための一助となるよう策定いたしました。より多くの人に動物愛護について、関心を持っていただき、犬や猫の適正な飼育が普及することで、人とペットが共生するまちづくりにつながることを願っています。

### 1 これから犬や猫を飼い始める方へ

犬や猫を飼うことは、その一生について責任を持つことであり、犬や猫の起こしたトラブルは飼い主の責任です。犬や猫を飼えなくなったからといって捨てるのは犯罪です。犬や猫の生態や習性、病気等を理解した上で、最後まで愛情と責任を持って飼えるのか、飼う前によく考える必要があります。



お住まいはペットを飼える環境ですか。飼いたい犬や猫はあなたのライフスタイルにあっていますか。

犬や猫を飼う上で、ペットの飼育が可能な住まいであることが必須条件です。特にマンションなどの集合住宅では、ペットの飼育を禁止していたり、飼育が可能であっても種類や頭数が制限されている物件がほとんどです。ルールを守らずに飼い始めると、近隣の迷惑になる上、犬や猫を途中で手放すことになりかねません。飼い始める前に、飼育が可能な物件か必ず確認しましょう。また、ペットの飼える環境だとしても、引っ越しや転勤の予定がある場合は、最後まで責任を持って犬や猫を飼育できるのか慎重に判断しましょう。犬や猫を飼うことで旅行などが制限されることも覚悟しましょう。

飼う犬や猫は、見た目やイメージで決めるのではなく、自分のライフスタイルにあった品種を選びましょう。犬や猫に必要な世話や特性は品種によって大きく違います。品種の特性を理解し、飼いたい犬や猫が自分のライフスタイルや飼う目的にあっているか、冷静に判断しましょう。

犬や猫を飼うことに家族全員の同意はありますか。アレルギーを持っている家族はいませんか。

犬や猫を飼い続けるには、家族の理解と協力は不可欠です。必ず家族全員の同意を得てから飼い始めましょう。また、犬や猫を飼い始めてから家族にアレルギー症状が出るケースがあります。家族にアレルギー体質の人がいる場合は、事前に医師に相談するなどして、慎重に判断しましょう。

適切なしつけを行い、毎日欠かさずに世話ができますか。

犬や猫は十数年以上生きます。犬や猫の一生を世話していくためには、多くの時間と体力が必要です。さらに、犬や猫が高齢になれば介護が必要になる場合もあります。また、しつけをしないまま飼育すれば、近隣に迷惑がかかります。近隣トラブルを避けるためにも、適切なしつけが必要です。

きちんとしつけを行い、最後まで愛情と責任をもって飼うことができるか、よく考えましょう。

犬や猫にかかる費用を考えましょう。

犬や猫は購入代金だけではなく、飼い始めた後もお金がかかります。毎日の食費はもちろんのこと、飼い始める時点でかかる首輪や食器・ケージなどのペット用品をそろえるための初期費用に加え、ペット用品の買い替えや修理費など維持管理にも費用がかかります。また、健康面では、不妊・去勢手術、けがや病気の治療などの医療費に加え、ワクチン接種や健康診断は定期的に行う必要があります。特に犬や猫が高齢になれば、かかる医療費が増え、食事も専用のフードが必要になることがあります。さらに、爪や歯の手入れや定期的なトリミングが必要な品種の場合はその費用もかかります。



その他にも、犬については、生後90日を経過した犬を飼う場合、あるいは飼っている犬が生後90日を経過した場合、法律により犬の登録が義務付けられ、その登録費用が必要になる

他、毎年狂犬病の予防接種が義務付けられています。

飼い始める前に、犬や猫の一生をあずかるのにどれだけの費用がかかるのか、よく考えましょう。

万が一飼えなくなった時のことを考えていますか。

飼い主に病気や事故などの不測の事態が起きて、犬や猫を飼えなくなるケースがあります。特に高齢者や一人暮らしの方は、御自身に何かあった時に備え、飼育を引き継いでくれる人を確保した上で飼い始めましょう。

どこで犬や猫を入手しますか。

平塚市内にある神奈川県動物保護センターでは、飼い主の様々な事情によって飼えなくなった犬や猫が保護されています。ここで保護された犬や猫は譲り受けることができ、譲渡会も開催しています。動物保護センターやボランティア団体から譲り受けることを考えてみてください。

## 2 飼い主の方へ

### 2 - 1 . 犬や猫の飼い主の方へ

#### (1) 迷子札・マイクロチップの装着による所有の明示

万が一逃げ出してしまった時のために、迷子札をつけるなどして飼い主がすぐわかるようにしましょう。災害発生時に犬や猫とはぐれてしまった場合も見つけ出せる可能性が高くなります。

#### ○鑑札、狂犬病予防注射済票

犬の飼い主には、犬を飼い始めたら登録と狂犬病予防接種を行い、交付された鑑札と注射済票を犬に装着することが法律で義務付けられています。鑑札と注射済票には番号が記載されており、そこから飼い主がわかるようになっています。

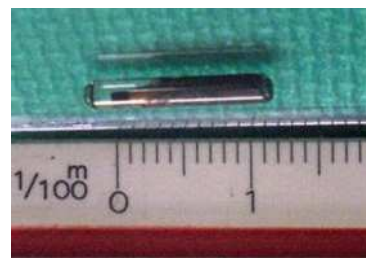
#### ○迷子札

迷子になった犬や猫が保護された時、飼い主がすぐにわかるように、飼い主の氏名・電話番号などの連絡先を記した首輪や迷子札を装着するようにしましょう。

#### ○マイクロチップ

マイクロチップとは、動物の個体識別を可能にする電子標識器具で、一度装着すれば、抜け落ちたりなくなることはありません。専用の器具で犬や猫の皮下に埋め込むため、動物病院で挿入をし、登録することが必要です。読み取り

には特殊な装置が必要であり、外観からは確認できないので、迷子札と併用すると効果的です。



マイクロチップ



## (2) 健康管理（予防接種や感染症）

ふだんから犬や猫の食欲、動作、排泄物などに異常がないかチェックしましょう。異常が見つかったら、早めに獣医師に相談しましょう。

犬や猫は感染症や生活習慣病など様々な病気にかかることがあるので、定期的な健康診断やワクチン接種などの感染症予防、ノミ・ダニの予防などの健康管理は、動物病院と相談して適切に実施しましょう。また、不妊・去勢手術を実施すれば生殖器系の病気の予防になります。

犬や猫がけがや病気をした時、医療費は全額自己負担となるため、高額な費用がかかってしまうことも少なくありません。万が一の時のためにも、医療費を補償するペット保険に加入しておくといよいでしょう。

## (3) 不妊・去勢手術の実施

正しい知識を持たずに繁殖を行うと、障がいのある子犬や子猫が生まれるなどのトラブルが起こる危険があります。不妊・去勢手術を行うことは望まない繁殖を防ぐだけでなく、犬や猫のストレスを減らすとともに、生殖器系の病気の予防にもなります。また、不妊去勢手術を行うと一般的に穏やかな性格になり、発情期の鳴き声やけんか、オスの尿スプレーなどのマーキングを抑える効果があるといわれています。

特に猫は繁殖力が旺盛なため、不妊・去勢手術を行わずに屋外に出すと、望まない繁殖により不幸な命が生まれ、飼い主のいない猫が増える原因になります。室内飼いをしている場合も、発情期になると落ち着きをなくし、突然家から飛び出し繁殖してしまう場合もあります。また、不妊・去勢手術を行わないまま雌雄を交えて飼い続けることで、繁殖が繰り返され、多頭飼育崩壊を引き起こす危険もあります。



#### (4) 多頭飼育崩壊

多頭飼育崩壊とは、複数匹のペットを飼育している飼い主が、不妊・去勢手術を行わないまま雌雄を交えて飼い続けることで、繁殖が繰り返され、飼い主の予想を超えた数にまで増えた結果、経済的に破たんし飼育不可能な状態に陥ってしまう現象です。ペットが飼い主の手に負えない数にまで増えることで、エサの不足やふん尿の放置、病気の発生などにより知らず知らずのうちに動物虐待になっているケースもあります。多頭飼育崩壊はペットの健康や飼い主自身の生活を脅かすとともに、衛生的な問題が発生することで近隣に迷惑をかける事態にもなりかねません。不妊・去勢手術を実施し適正な飼育頭数で管理していくことで、多頭飼育崩壊を未然に防ぐことができます。

#### (5) 高齢犬、高齢猫

獣医療の進歩と食生活や生活環境の改善により、犬や猫の寿命は、年々延びています。一般的に動物が高齢になると、視力、聴力、嗅覚などの感覚が衰え、動きが鈍くなり、睡眠や休憩している時間が長くなりますので高齢の犬や猫の世話には、これまで以上に注意を払うことが必要です。エサにも気を配り、食べやすく栄養バランスのとれたエサを与えましょう。

また、老いに伴う様々な症状が現れて、介護が必要になることもあります。異常な食欲、無駄吠え、飼い主の姿が見えなくなると鳴くなどといった様々ないわゆる認知症の症状を示すこともあり、必要な対策や介護をしていくこととなります。

#### (6) 飼い主自身の変化

自身が病気になったり、高齢になるなど自身の状態の変化や家族が動物アレルギーになったなどの家庭環境の変化により飼育を続けることが困難になる場合があります。万一に備え、犬や猫だけが取り残されてしまうことがないように、引き継いで飼育してくれる人を探しておきましょう。

#### (7) 災害時の備え

地震などの災害が起き、犬や猫と同行避難をした場合、避難所ではペットと人は同居生活ができません。ペットはそれぞれの避難所において設けられたルールに基づき、飼育エリア等限られたスペースでの避難生活となります。また、避難所では動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人などいろいろな人と共同生活をするようになります。避難所ではふだん以上に周囲に配慮が必要ですので、そのために日頃から準備をしておきましょう。

### ○迷子札等の装着

災害時に迷子になっても飼い主がすぐわかるように迷子札やマイクロチップを装着しましょう。犬は、鑑札と注射済票の装着が必要です。

### ○必要なしつけ

周りへの配慮のために基本的なしつけをしておきましょう。その他にも、こわがらずにケージやクレートに入ることができるようにしておきましょう。使い慣れたキャリーバッグやケージがあると、犬や猫は安心します。

### ○災害時に持ち出すもの

エサ・水(少なくとも5日分。できれば7日以上が望ましい。)、食器、ワクチンの証明書、迷子札・飼い主と一緒に写った写真、キャリーバッグやケージ、予備の首輪・リード、トイレ用品、常備薬、ペットに関する記録(ワクチン接種歴、手術歴など)など。これらはすぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

### ○犬や猫の預け先確保

犬や猫が慣れている預け先(親戚、友人など)を探しておくとい良いでしょう。

### ○避難訓練の参加

避難所では、想定された飼育場所等避難所ごとのルールがあります。そのため、地域で開催される避難訓練に犬や猫と同行で参加し、情報を共有しておくとい良いでしょう。(避難訓練に参加される時は、事前に地域の役員等にペット同行について確認してください。)

また、避難所にペットを同行する際の受け入れ条件や注意事項を、地域の避難所運営委員会に確認しておくことが必要です。



## 2 - 2 . 犬の飼い主の方へ

### ( 1 ) 登録手続き、狂犬病予防接種の実施

犬の飼い主には、犬を飼った日（生後 90 日に満たない場合は生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に登録の手続きを行うことと、年に一回狂犬病予防注射を受けることが法律によって義務付けられています。【狂犬病予防法第 4 条第 1 項】



登録すると固有の番号が記載された鑑札が交付され、狂犬病予防接種を受けると狂犬病予防注射済票が交付されます。登録手数料は 3,000 円、注射済票交付手数料は 550 円です。



犬鑑札



狂犬病予防注射済票

また、交付された鑑札と注射済票は、犬に装着することが義務付けられています。【狂犬病予防法第 4 条第 3 項、同法第 5 条第 3 項】万が一、犬が迷子になって保護された場合でも、鑑札と注射済票が装着されていれば、記載された番号から飼い主がわかります。

なお、これらの義務を怠った場合には、罰則に処せられる可能性があります。【狂犬病予防法第 27 条第 1 号、第 2 号】

### ( 2 ) 適切なしつけ

犬には人が仕事に使いやすいように改良されてきた歴史があり、「噛みやすい」、「吠えやすい」などの特性は犬種ごとに異なります。しつける前に自らの飼育している犬種の特性や習性を知りましょう。

「吠え」や「噛み」といった問題行動には「恐怖」、「なわばり意識」、「遊びの延長」、「過剰な興奮」など様々な原因があります。したがって、こうした問題を解消するには無下に叱りつけるのではなく、「どういう時に吠えるのか」、「どうしたら噛むのか」など飼い主が犬の行動の兆候や原因を理解しなければなりません。

飼い主が犬を理解しながら適切なしつけをすることにより、犬に家庭内のルールや社会性が身に付きます。これは、飼い主とより良い関係を築くだけでなく、飼い犬自身の安全や周囲の人に迷惑をかけないという点でも欠かすことができません。

特に制止である「マテ」と呼び戻しである「オイデ」ができるようにするこ

とが、社会に受け入れられるために最低限必要です。

ドッグスクールなどでトレーニングを受けるのも良いでしょう。

### (3) ふん尿の処理

日頃から散歩で排泄させるのではなく、自宅で済ませる習慣をつけましょう。万が一、外でふん尿等をしてしまった時のために、散歩の時は必ず処理袋や尿を洗い流す水(ペットボトル等に入れるとよい)を用意し、ふんは持ち帰って処理しましょう。また、尿についても水で洗い流すなどの処理をしましょう。なお、飼い主が目を離れた間に排泄している場合もあるので、見落としには十分注意しましょう。



ふん尿等の処理については条例でも規定されています。【神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第3号、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例第6条、第13条第1項】

### (4) 放し飼いの禁止

放し飼いは条例により禁止されています。【神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第8条第1号、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例第13条第1号】

柵に囲まれた自宅敷地内や屋内で飼う以外は、放し飼いをしないでください。散歩は必ずリードをつけ、犬を制御できる人が行き、公園で遊ばせる時なども放さないでください。リードはとっさの時に制御できる適切な長さのものをつけましょう。長さの変わる伸縮性のリードは制御が難しいので避けましょう。犬を遊ばせる時は、ドッグラン(犬を自由に遊ばせる広場)などを上手に利用しましょう。

## 2 - 3 . 猫の飼い主の方へ

### (1) 屋内飼育

猫は、屋内で飼うようにしましょう。【平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例第13条第3項】

屋内で飼うことで近隣へのふん尿被害やいたずらなどのトラブルを防止できるとともに、感染症や交通事故、迷子などの危険から猫自身を守ることができます。猫は不妊・去勢手術を行った上で、上下運動のできる高さを確保できれ

ば、屋内にも十分適応できます。

屋内で飼っている場合も、突然の災害や脱走に備えて、日頃から迷子札やマイクロチップ等の身元表示を装着しましょう。



## (2) トイレの設置

屋内に猫用のトイレを設置し、そこで排泄するようしつけましょう。排泄用の箱に猫用トイレの砂を入れたものを用意します。トイレの数は、猫の数プラス1個が理想です。猫は汚れたトイレを嫌いますので、常に排泄物を掃除して清潔にしておきましょう。

## 3 飼い主のいない猫に関わる方へ

### 3 - 1 . 猫の分類

#### (1) 飼い猫

飼い主がいる猫のことで、飼育環境によって、屋内のみで飼われている内猫と、屋外で生活する機会のある外猫に分類されます。国や県、平塚市では屋内で飼育するよう推奨しています。

外猫はふん尿やいたずらで近隣に迷惑をかけたたり、猫自身が病気にかかったり交通事故に遭う危険があります。また、不妊・去勢手術を実施していない場合は、新たな飼い主のいない猫を生み出す原因になります。

#### (2) 飼い主のいない猫・野良猫

特定の飼い主が存在せず、屋外で生活している猫のことです。飼い猫が捨てられたり、不妊・去勢手術を実施しないまま外飼いにしていたため、外で繁殖し生まれた猫であることがほとんどです。

一部の住民が継続的にエサやりをしていることが多く、特に、一人暮らしで地域とつながりが希薄な高齢者が、寂しさから飼い主のいない猫に不妊・去勢手術をしないまま不適切なエサやりをすることで、飼い主のいない猫が増えてしまうというケースが見られます。また、近年増加している空き家が飼い主のいない猫の住処になってしまうことも数が増える要因のひとつです。

#### (3) 地域猫

飼い主のいない猫が生息している地域で、地域の合意と協力を得た上で、地域住民により飼育管理されている特定の飼い主のいない猫のことです。飼育管

理者を決め、飼育する対象の猫を把握した上で、エサの管理や不妊・去勢手術の実施、ふん尿の始末など地域にあったルールに基づき、適切に飼育管理します。

### 3 - 2 . 飼い主のいない猫にエサやりをしている方へ

飼い主のいない猫をかわいそうに思い、エサを与えてしまうことがあるかもしれませんが、無責任なエサやりは、飼い主のいない猫をさらに増やすことになり、それと同時に猫を迷惑に思う人も増えることとなります。猫を嫌われ者にしないためにもエサやりをする以上はルールを守った適切な管理を行い、近隣住民の理解を得られるように努力しましょう。

#### ( 1 ) 不妊・去勢手術の実施

猫は繁殖力が旺盛なので、放っておくとどんどん増えてしまい、適切な管理が難しくなりますので、不妊・去勢手術は必ず行いましょう。手術した猫に耳カットなどのしるしをつけておけば、間違って再度捕獲することを防げます。

飼い主のいない猫の寿命は家で飼われている猫とは違い、比較的短命と言われていています。不妊去勢手術を行えば不幸な子猫の繁殖が防げ、数が増えることはなくなります。また、手術をすることで性格が穏やかになり、発情期の鳴き声やマーキングを抑えられます。



#### ( 2 ) ルールを決めたエサやり

エサをやる場所は周辺住民に迷惑がかからない場所を選び、その場所以外でエサをやらないようにしましょう。また、自分の敷地以外でエサやりをする場合は、必ず土地所有者・管理者の承諾を得てください。

エサは決まった時間に、食べきれぬ量を与え、食べきったら容器を回収し食べこぼしなどは片づけましょう。置きエサはカラス等の他の動物を招いたり、害虫が発生する原因になるのでやめましょう。

#### ( 3 ) トイレの設置・清掃

エサ場の近くの決まった場所に猫のトイレを設置しましょう。トイレは常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片づけましょう。

周囲を定期的にパトロールし、トイレ以外の場所に排泄していれば、速やかに片づけましょう。

#### (4) 新しい飼い主を探す

できるだけ新しい飼い主を探すなどして、飼い猫にする努力をしましょう。

### 3 - 3 . 地域猫活動

地域猫活動とは、飼い主のいない猫の問題を地域の問題としてとらえ、地域住民の合意と協力の下で猫を適正に飼育管理することで、問題の解決を図る取組です。飼い主のいない猫を排除するのではなく、ルールを決めて猫を管理することでトラブルをなくし、人と猫が共生できるようにするとともに、地域コミュニティを醸成することが目標です。

#### (1) 地域猫活動へ取り組むための方法

地域の理解を得る。

地域猫活動には、周辺住民の理解が必要であり、理解を得ないまま一方的に行えば、トラブルになりかねません。地域猫活動は猫のための愛護活動ではなく、飼い主のいない猫を減らすことで周辺の被害を減らし、地域の環境を良くしていくための活動であるということを周辺住民に説明し、理解を得るよう努めましょう。

地域のルールにそった適正な管理を行う。

地域猫活動における猫の管理方法は、「飼い主のいない猫にエサやりをしている方へ」で挙げた内容と同じです。まず不妊・去勢手術を実施し猫がこれ以上増えないようにした上で、一代限りになった猫に対してエサやりと後片づけ、トイレの管理を行い、猫を適切に管理します。これにより時間をかけて猫の数を減らしていきます。継続的な管理を行わずに不妊・去勢手術だけで終わってしまうと、新しい猫が他の地域から流入してきて、元の状態に戻ってしまうこともあります。

たくさんの猫がいる地域では、地域住民で話し合い、地域で決めたルールに基づいて住民同士で協力して役割分担をしながら活動に取り組みましょう。全頭に不妊・去勢手術を実施すれば繁殖することがなくなると共に、適切に管理を行えばむやみに新しい猫を引き寄せることはありません。

#### (2) 地域猫活動へ取り組む上での役割

##### ○地域猫の世話をする人

地域猫活動の主体になります。地域住民のボランティアを中心に役割分担をしながら、猫を適切に管理していきます。

○地域住民

猫に対する感情は人により様々です。猫が好きな方と嫌いな方が対立しても問題は解決しません。飼い主のいない猫の問題を地域の問題の一つとしてとらえ、問題解決に関心を持つことが重要です。地域猫活動を地域のための活動であると理解し、協力することが問題解決への第一歩になります。

○ボランティア団体

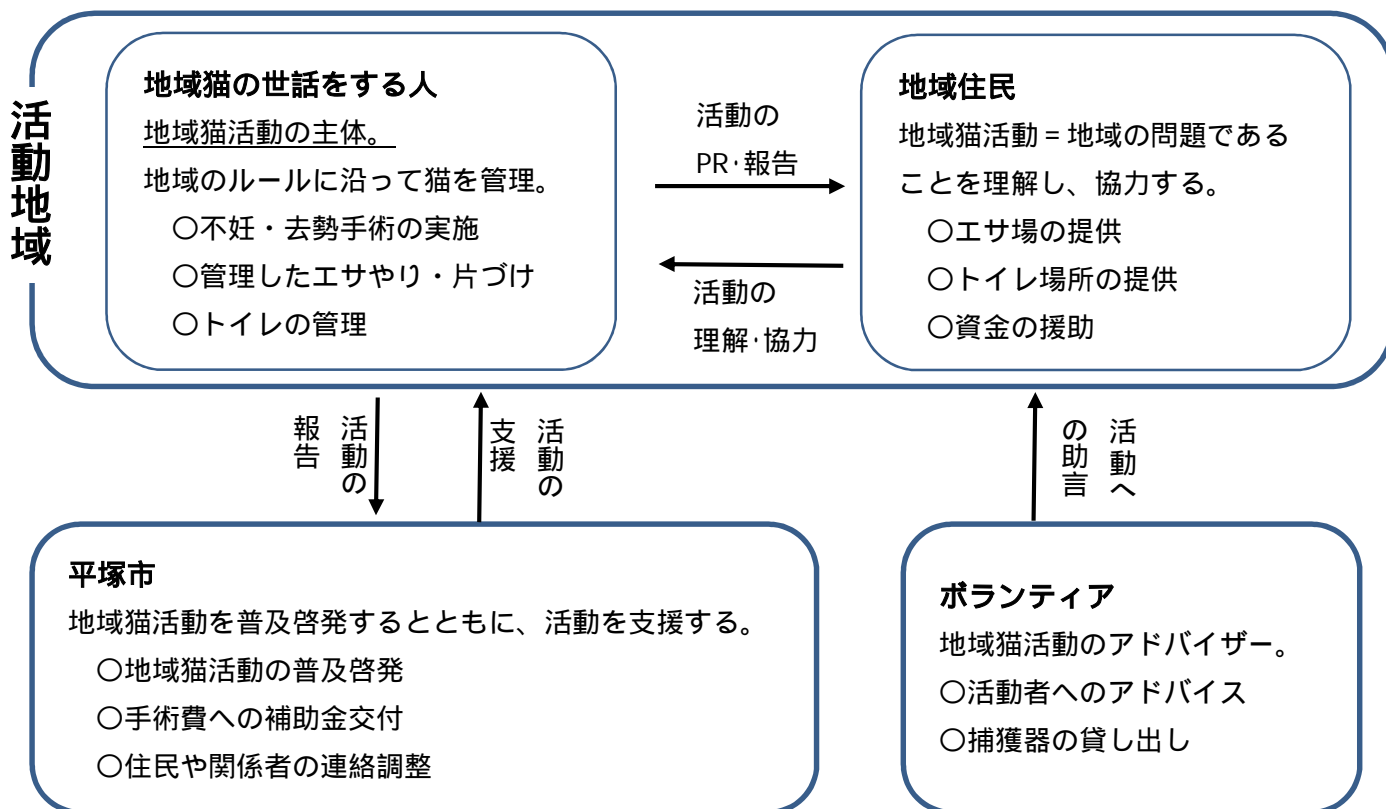
経験のあるボランティア団体は活動参加者からの相談に対してアドバイスをし、必要に応じて機材の貸出等を行うことができます。ただし、あくまでも活動主体は地域住民になります。

○平塚市

地域猫活動の普及啓発をはかります。地域猫活動に取り組む上で、住民や関係者の連絡調整、不妊去勢手術への補助金の交付などを行います。

○猫の飼い主

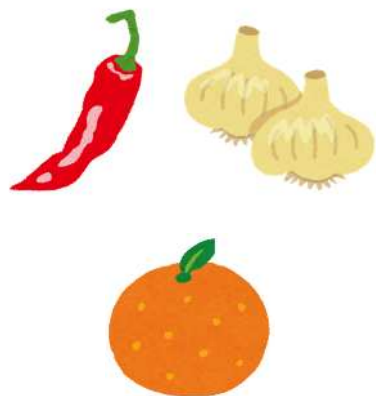
飼い猫を適正に飼育し、終生飼育を行うことで飼い主のいない猫を生み出すことを防止できます。猫の飼い主は屋内飼育に努め、不妊去勢手術を実施することで猫によるトラブルや望まない繁殖を防ぎましょう。





### 3 - 4 . 猫の迷惑防止策

敷地内に猫が入ってくるのが我慢できない方は、猫を寄せつけないために次の方法をお試してください。ただし、臭いで近隣住民から苦情が発生しないように注意しましょう。



・食用酢：お酢を薄めたものをスポンジや布に染み込ませて通路に置きます。

・木酢液：散布するか、空き缶に入れて通路に置きます。

・コーヒーかす：コーヒーのかすをまきます。

・ニンニク・トウガラシ：細かく切ってまくか、目の細かい網の袋に入れて吊るします。

・お米のとぎ汁：とぎ始めの濃い汁をまきます。

・柑橘類の皮：ミカン等の柑橘類の皮をまきます。

・ハーブ類：レモングラスやルーなどのハーブ類を植えます。

・市販の忌避剤：ペットショップやホームセンター等で販売しています。

・水をまく：猫の通り道やふんをする場所にたっぷりと水をまきます。

・ネットを張る：猫が入れないようにネットを張り、進入路をふさぎます。

・超音波発生器：赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生させます。

猫の嫌がる臭いがするものをまく時は、その前に猫のふんを取り除き、さらに周囲の土も薄く除去します。

猫には個体差があり、あまり反応しない猫もいれば、最初は反応していてもだんだんと慣れて反応しなくなる猫もいます。その時は別の方法に切り替えてみましょう。

## 4 平塚市の取組

### (1) 犬及び猫の飼い主に対する適正飼育の周知・啓発

飼い主に犬や猫の保護者としての責任を自覚してもらい、飼育マナーの向上を図ることを目的に、譲渡会やしつけ方教室などのイベントやホームページを通して、適正飼育の周知・啓発を行います。また、ペットとのふれあいは高齢者にとって生きがいとなりますが、不適切な管理によって周囲とトラブルになるケースが起こりえます。それを防ぐために終生飼育の啓発や飼い主のいない

猫にエサやりをしている人への適正管理の周知などを行います。

犬のふん尿の処理など、飼い主のマナーを啓発する看板を作成し、配布するとともに、地域におけるマナー向上の活動を推進します。また、不特定多数が利用する公園の看板設置については、地域の実情に応じて対応します。

#### (2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成

飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を実施する場合、補助金を交付します。手術を実施する前に市環境保全課（TEL：0463-23-9969）までお問い合わせください。

#### (3) 地域猫活動への協力

地域猫活動の取組の周知啓発や取組を実施する上での地域住民や関係者との連絡調整や公共場所での活動についての調整、不妊去勢手術費用に対し、補助金を交付するなどして地域猫活動を支援します。

将来的には、地域で活動するボランティアを支援できる制度を構築していきます。

#### (4) 行政間の連携

飼い主への適正飼育の普及啓発や譲渡会の実施について、平塚市内での動物関係業務を担当している神奈川県平塚保健福祉事務所や神奈川県動物保護センターと連携しながら進めていきます。

飼い主のいない猫にエサやりを行う人には高齢者が多く、認知症など身体的に問題を抱えていることで、エサやりのルールを決めても本人が対応できないケースが考えられます。このようなケースについては、関係各課と連携して対応します。

災害時においては、「災害時の動物救護活動に関する協定書」に基づき、避難所の要請に応じて、同行避難した動物の救護活動に神奈川県獣医師会中央支部から獣医師を派遣します。

### 5 各種問い合わせ先

○犬を飼い始めたので登録手続きをしたい。狂犬病予防注射を打ったので、注射済票の交付手続きをしたい。引っ越しをしたので登録情報変更の手続きをしたい。

市環境保全課(0463-23-9969)の窓口で行っています。手数料は登録3,000円、狂犬病予防注射済票の交付は550円です。また、犬の登

録情報の変更（転入等による犬や飼い主の住所変更、氏名変更、飼い主の変更）があった場合も同窓口で手続きしてください。

なお、市外へ転出する場合は、平塚市での手続きは必要ありません。転出先の市区町村で住所変更の手続きを行ってください。

○飼い犬、飼い猫が迷子になってしまった。迷い犬、迷い猫を保護した。

迷子になった、または保護した犬や猫の特徴（首輪の有無、性別、毛色、体格など）を市環境保全課（0463-23-9969）、県平塚保健福祉事務所（0463-32-0130）、県動物保護センター（0463-58-3411）、平塚警察署（0463-31-0110）にご連絡ください。迷子になった犬や猫が収容されていたり、飼い主や保護した方から情報が寄せられている場合があります。また、保護した犬が鑑札や狂犬病注射済票を装着している場合は、市環境保全課にご連絡いただければ、記載された番号から飼い主がわかります。

○飼い犬、飼い猫が亡くなった。

犬の場合は、登録抹消の手続きが必要ですので、市環境保全課（0463-23-9969）にご連絡ください。

火葬については、市で引き受け（有料）を行っております。遺体を直接焼却場へ持ち込まれる場合は小動物焼却場（0463-55-6650）に、ご自宅までお引き取りを希望される場合は市収集業務課（0463-21-8796）にご連絡ください。また、直接持ち込みでお骨の返却を希望される場合は、小動物焼却場受付職員に御相談ください。ご自宅へのお引き取りの場合は、お骨の返却はできません。

なお、民間の動物霊園でも葬儀・納骨・供養することができます。

○動物の遺棄・動物への虐待をみつけた。

動物の遺棄・虐待は犯罪であり、これに反した場合には懲役や罰金を科せられます。【動物の愛護及び管理に関する法律第44条】

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為であり、必要な世話を怠ったりけがや病気を治療せずに放置したり、十分なエサや水を与えないなどの行為も虐待にあたります。故意に動物を殺したり傷つけたりすることだけが虐待ではありません。虐待されている犬や猫を見かけたり、犬や猫が捨てられているのを見かけた場合は、平塚保健福祉



事務所(0463-32-0130)または平塚警察署(0463-31-0110)にご相談ください。

○夜間に犬や猫が体調を崩した。

動物病院が営業していない夜間に犬や猫が体調を崩した場合は、夜間救急動物医療センター(0463-59-5900)にご相談ください。診療時間は、夜9時から翌朝6時までです。

○飼い主不明の動物の遺体を見つけた。

飼い主のわからない動物の遺体を見つけた場合には、市で回収(無料)を行っておりますので市収集業務課(0463-21-8796)へご連絡ください。土日祝日(元旦除く)も回収を行っておりますので、土日祝日は、市役所守衛室(0463-23-1111)にご連絡ください。

○ペットの飼い方、しつけ方について相談したい。

犬や猫をはじめとしたペットの飼い方やしつけ方については、県平塚保健福祉事務所(0463-32-0130)及び県動物保護センター(0463-58-3411)でご相談を受け付けています。また、県動物保護センターや市環境保全課では犬のしつけ教室を開催しています。

○飼い犬が人や動物を噛んでしまった。

飼い犬が人や動物を噛んだり、危害を加えてしまった場合、飼い主は「飼い犬事故届出書」を提出する必要があります。県平塚保健福祉事務所(0463-32-0130)へご連絡ください。



【各種問い合わせ先】

| 相談内容                                 | 問い合わせ先   |
|--------------------------------------|--|
| 新しく飼った犬の登録手続き                        | 市環境保全課 0463-23-9969  |
| 狂犬病予防接種の登録手続き                        |  |
| 犬の飼い主の住所変更・氏名変更など、登録情報の変更手続き         |  |
| 飼い犬、飼い猫が迷子になってしまった。<br>迷い犬、迷い猫を保護した。 | 市環境保全課 0463-23-9969<br>県平塚保健福祉事務所 0463-32-0130<br>県動物保護センター 0463-58-3411<br>平塚警察署 0463-31-0110 |
| 飼い犬、飼い猫が亡くなった                        |  |
| ・飼い犬の登録抹消手続き<br>(猫は手続き不要)            | 市環境保全課 0463-23-9969  |
| ・飼い犬、飼い猫の火葬<br>【直接持ち込み】              | 小動物焼却場 0463-55-6650  |
| ・飼い犬、飼い猫の火葬<br>【自宅へ引き取り】             | 市収集業務課 0463-21-8796  |
| 動物が虐待されている・捨てられているのを見つけた。            | 県平塚保健福祉事務所 0463-32-0130<br>平塚警察署 0463-31-0110  |
| 夜間に犬や猫が体調を崩した。                       | 夜間救急動物医療センター 0463-59-5900<br>【診療時間】21時～翌6時   |
| 飼い主不明の動物の遺体を見つけた。                    | 市収集業務課 0463-21-8796<br>土日祝日は市役所守衛室へ(0463-23-1111)  |
| ペットの飼い方、しつけ方について相談したい。               | 県平塚保健福祉事務所 0463-32-0130<br>県動物保護センター 0463-58-3411  |
| 飼い犬が人や動物を噛むなど危害を加えてしまった。             | 県平塚保健福祉事務所 0463-32-0130  |
| 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の補助金                | 市環境保全課 0463-23-9969  |
| 地域猫活動への協力                            |  |

ペットの健康管理については、最寄りの動物病院にご相談ください。最寄りに動物病院がない場合は、公益社団法人 神奈川県獣医師会ホームページ(<http://www.kvma.serio.jp>)からお調べいただけます。

## 6 法律・条例の紹介

### ○ 動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

（昭和48年10月1日法律第105号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

##### （基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

#### 第三章 動物の適正な取扱い

##### 第一節 総則

##### （動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感

染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

## 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
  - 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる
  - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（抄）  
（昭和 54 年 10 月 31 日条例第 35 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（飼養者の責務）

第 5 条 飼養者は、動物の本能、習性等を理解し、その動物を適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めなければならない。

2 飼養者は、動物に起因する疾病に対する知識を持つよう努めなければならない。

3 飼養者は、その動物が自己の飼養している動物である旨を明示するよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、動物を飼養することができなくなつた場合には、自らの責任において新たな飼養者を見つけるよう努めなければならない。

第 2 章 飼養者の遵守事項

（飼養者の遵守事項）

第 7 条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）えさ及び水を適正に与えること。

（2）汚物等を適正に処理することにより、施設の内外を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を予防すること。

（3）動物を訓練し、又は運動させるときは、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又は汚物で汚さないこと。

（4）動物が、人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養し、又は保管すること。

（5）動物が逸走した場合は、自らの責任において搜索し、收容すること。

（6）動物（法第 26 条第 1 項に規定する特定動物（以下「特定動物」という。）を除く。以下この号において同じ。）が繁殖して、自らが飼養すること又は新たな飼養者を見つけることが困難と認められる場合は、当該動物に避妊又は去勢手術等の措置を講じること。



( 犬の飼養者の遵守事項 )

第 8 条 犬の飼養者は、前条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

( 1 ) 犬を逸走させないため、適正な方法で係留すること。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 警察犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する時。

イ 人の生命、身体又は財産に対し、害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、又は移動させる時。

ウ 飼い犬を制御できる者が飼い犬を丈夫な綱、鎖等につないで運動させる時。

エ 飼い犬を展覧会、競技会その他これらに類する催しに出場させる時。

( 2 ) 係留場所の門戸その他他人の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、犬を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示すること。

( 3 ) 犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。

- 狂犬病予防法（抄）  
（昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号）

## 第二章 通常措置

### （登録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

### （予防注射）

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

## 第五章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者

二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者

○ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抄）  
（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号）

第 1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第 3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に

応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使用する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

## 2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

## 3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

## 4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

## 5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な

休憩時間を確保すること。

- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

#### 6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

#### 7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

#### 8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

(6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

#### 9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

#### 第4 犬の飼養及び保管に関する基準

1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であって、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。

(1) 警察犬、狩猟犬等を、その目的のために使役する場合

(2) 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合

2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。

3 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

4 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

(1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。

(2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。

(3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。

(4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬(以下「危険犬」という。)を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けるよう努めること。

- 6 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等に努めること。
- 7 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。
- 8 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

#### 第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。



- 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例（抄）  
（平成 18 年 3 月 28 日条例第 5 号）  
（平成 29 年 12 月 20 日改正・平成 30 年 6 月 1 日施行）

（ふん尿等の放置及び投棄の禁止）

第 6 条 何人も、公共の場所等に、その飼養し、又は保管する動物のふん、尿又は吐しゃした物(以下「ふん尿等」という。)を放置し、又は投棄してはならない。

（動物の管理）

- 第 13 条 動物を飼養し、又は保管する者は、当該動物のふん尿等で公共の場所等を汚したときは、当該ふん尿等を適正に処理しなければならない。
- 2 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。
  - 3 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

（指導及び勧告）

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 省略
- (2) 第 6 条の規定に違反してふん尿等を放置し、又は投棄した者
- (3) ~ (6) 省略
- (7) 第 13 条第 1 項の規定に違反してその飼養し、又は保管する動物のふん尿等を適正に処理しない者
- (8) 第 13 条第 2 項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (9) ~ (10) 省略

（命令）

第 22 条 市長は、前条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第 10 号に掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(罰則)

第 26 条 第 21 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる者で第 22 条の規定による市長の命令に違反した者は、2 万円以下の罰金に処する。

## 7 平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン策定に関わる検討会

ガイドライン策定にあたり、平成29年10月と平成30年1月に検討会を実施し、以下の方々に御意見をいただきました。

### ○検討会委員一覧

順不同敬称略

|                        | 所属                | 氏名        |
|------------------------|-------------------|-----------|
| 公益社団法人<br>神奈川県獣医師会中央支部 | 香川動物病院            | 香川 信一     |
|                        | こころ動物病院           | 小泉 哲郎     |
| 市民活動団体                 | NPO 法人 平塚のら猫を減らす会 | 理事長 平田 昇  |
|                        | WAN'S LIFE 湘南里親   | 代表 岡本 さと子 |
| 平塚市自治会連絡協議会            |                   | 副会長 瀬谷 正敏 |
| 平塚市地区美化推進委員長<br>連絡協議会  |                   | 会長 住吉 博   |
| 神奈川県                   | 平塚保健福祉事務所 環境衛生課   |           |
|                        | 動物保護センター 業務課      |           |
| 平塚市                    | 防災危機管理部災害対策課      |           |
|                        | 産業振興部商業観光課        |           |
|                        | 福祉部高齢福祉課          |           |
|                        | 都市整備部みどり公園・水辺課    |           |
|                        | 環境部循環型社会推進課       |           |
|                        | 環境部環境政策課          |           |

平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン (Ver.1.0)

平成30年4月

編集・発行： 平塚市環境部環境保全課  
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号  
電話： 0463-23-1111 (代表)  
0463-23-9969 (ダイヤルイン)  
FAX： 0463-21-9603